

平成21年度 奈良県国土利用計画審議会 議事概要

[日時] 平成22年2月16日 午後1時30分～2時40分

[場所] 奈良県庁舎 議会棟2階 第3委員会室

[出席委員] 村田会長、乾委員、今井委員、梶野委員、瀬渡委員、田尻委員、豊澤委員、
楨村委員、丸野委員、保井委員 以上10名

[議題]

(1) 奈良県土地利用基本計画の変更について（諮問）

土地利用基本計画は、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等、個別規制法に基づく諸計画の上位計画で、国土利用計画を基本としており、土地利用基本計画書（文章表示）と土地利用基本計画図（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域に区分）で構成している。今回は、土地利用基本計画書及び土地利用基本計画図の変更について諮問した。

諮問案件1 土地利用基本計画書の変更

【変更理由】平成21年3月に第四次奈良県国土利用計画が策定されたことに伴い、その内容との整合性を図るため。

諮問案件2 土地利用基本計画図の変更

【変更理由】岩井川ダム（治水ダム）の建設に伴い、現況森林ではなくなったので、森林地域の縮小（5ha）を行うため。

〈審議の結果（答申）〉

諮問案件1については、郊外住宅地の記述について一部修正をすることで承認し、諮問案件2については、原案どおり承認する旨の答申がなされた。

[報告事項]

(1) 許可済等林地開発について

林地開発により今後、森林地域の縮小が予定されている森林について事務局から報告した。

(2) 土地利用の現況等について

第四次奈良県国土利用計画に定めた各地目別面積目標等に対する推移及び取り組み等について事務局から報告した。

[主な質疑・意見等]

〈奈良県土地利用基本計画の変更について〉

(委員) 土地利用基本計画書にある「まちなか居住」の意味合いと郊外住宅地との関係について、どのようにとらえていますか。

(事務局) 「まちなか居住」は、環境にやさしい、高齢者の生活にも便利なコンパクトなまちづくりを想定しています。また、住宅・住宅地は、量から質への転換という方向性を示していますが、郊外住宅地については、計画書には、明確に表現しておりません。

(委員) 郊外住宅地は今まで住宅のみで開発されてきたと思うのですが、そのなかで少し「まちなか居住」のような形に再編する方法もあるかもしれません。また旧市街地にあっては、元々の「まちなか居住」の要素もある一方、空洞化して住みにくい面も出てきていると思うので、少し機能を加えていかなければならない。双方で起こっているこのようなことを、どのようにとらえたらよいのかと思っています。

(事務局) 郊外住宅地の記述について、ご意見の趣旨に沿い、一部修正します。

(委員) 計画書に書かれている「企業が立地しやすい環境づくり」を進めていくことが市街地の空洞化の懸念、雇用・消費の県外流出等の解決には、一番大事だと思います。